

公 告

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業の換地計画を土地区画整理法第88条第2項の規定により下記のとおり公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令第55条の2において準用する同令第3条の規定により公告します。

なお、当該換地計画について意見のある利害関係者は、縦覧期間内に意見書を提出することができます。

平成17年8月11日

京都市長 榊本 頼兼

1 縦覧場所及び期間

下鳥羽ふれあい会館（伏見区下鳥羽柳長町44番地の1）

平成17年8月18日（木）から同月24日（水）まで

南部区画整理事務所（伏見区下鳥羽浄春ヶ前町36番地の1）

平成17年8月25日（木）から同月31日（水）まで

※期間内は土曜日、日曜日も縦覧を行います。

2 縦覧時間

午前9時00分から午後5時00分まで

（建設局都市整備部区画整理課）